

平成27年度「就学支援金制度」と「授業料軽減助成金・奨学給付金」について

このことにつきまして、関係書類を同封します。該当される方は、申請下さるようお願いいたします。

1. 「就学支援金」の支給及び加算支給について

平成26年度から、所得制限が設けられるなど就学支援金制度が変更になり、平成26年度入学生からは、保護者の所得の状況により、就学支援金の支給及び加算支給が決定されます。お配りした「申請手続きのお知らせ（新制度用）」をお読みになり、申請手続きをしていただきますようお願いいたします。なお、申請漏れを防ぐために同封書類の他に「意向確認書」を配布します。**「意向確認書」は全員から提出いただくこととなります。**

「就学支援金」の申請手続きにつきましては、お預かりした書類をそのまま東京都にお渡し致します。記入漏れなどないようにお願いします。

① 提出書類

- (1) 「B 受給資格認定申請書Ⅱ」
 - (2) 「C 収入状況届出書Ⅰ」
 - (3) 「D 収入状況届出書Ⅱ」
 - (4) 所得確認書類「平成26・27年度住民税（非）課税証明書（全部事項証明）」又は「生活保護受給証明書（生徒と保護者が生活保護の対象となっている旨の記載がある、申請前3ヶ月以内発行のもの）」
- 申請書類を封筒に入れ糊付けして「申請手続きのお知らせ（新制度用）」4頁下のチェックラベルを記入して封筒右上に貼付して提出して下さい。

② 提出期限

学校事務窓口 7月8日（水）まで【期限厳守】

2. 「授業料軽減助成金・奨学給付金」について（平成27年度は6月下旬から7月上旬に申請書配布となります。）

お知らせ及び申請書は学校にお届けの住所が東京都の方にお配りします。

授業料軽減助成金については、保護者（申請者）と生徒が、平成27年5月1日以前から申請時まで引き続き東京都内に居住しており、次の対象世帯区分のいずれかに該当する方

- A 生活保護世帯
- B 平成27年度の住民税が非課税・均等割のみの世帯
- C 平成27年度の住民税のうち、区市町村民税所得割額が年額51,300円未満の世帯
- D 平成27年度の住民税のうち、区市町村民税所得割額が年額154,500円未満の世帯
- E 平成27年度の住民税が一定基準以下の世帯………「授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」でご確認下さい。

奨学給付金については、平成27年7月1日現在保護者（申請者）が東京都内に居住しており、次の対象世帯区分のいずれかに該当する方

- A 生活保護生業扶助（高等学校等就学費）受給世帯
- B 平成27年度の住民税が非課税・均等割のみの世帯（生活保護世帯でも生業扶助を受給していない場合は、Bの非課税の世帯となります。）

詳細につきましては後日お配りします「授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」をご確認下さい。

「授業料軽減助成金・奨学給付金」につきましては、（公財）東京都私学財団ホームページにおいて6/18からダウンロードすることもできます。

なお、「授業料軽減助成金・奨学給付金」の申請書の提出先は（公財）東京都私学財団となります。

「就学支援金」「授業料軽減助成金・奨学給付金」それぞれに申請手続きが必要となります。

以上、就学支援金の問い合わせについては、東京都私学就学支援金センター 03-5206-7814 に、授業料軽減助成金・奨学給付金の問い合わせにつきましては、東京都私学就学支援金センター 03-5206-7925 に直接お問い合わせ下さい。申請書用紙の入手については学校事務局 03-3811-0636 までお願いします。